

小川町手話言語条例

（令和6年9月11日）
（条例第19号）

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、ろう者その他聴覚障害等により手話を必要とする者（以下「ろう者等」という。）及び手話に対する理解並びに手話の普及を促進することにより、手話を使用しやすい環境の整備を図り、もって全ての町民が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障害のある者のうち手話を第一言語として日常生活又は社会生活を営むものをいう。
- (2) 町民 町内に在住、在勤又は在学する者をいう。

（基本理念）

第3条 手話に対する理解及び手話の普及の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) ろう者等及びろう者等以外の町民が、心豊かな生活を送るために手話を用いて意思疎通を行う権利を有するという認識に基づき、相互にその権利を尊重すること。
- (2) 全ての町民が相互にその人格及び個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指すこと。

（町の責務）

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備を図るため、次に掲げる施策（以下「施策」という。）を推進するものとする。

- (1) 町民が手話を学ぶ機会の提供に関すること。
- (2) 手話に対する理解及び手話の普及の促進に関すること。
- (3) 手話による情報の提供及び取得に関すること。
- (4) 手話通訳者の配備等による意思疎通の支援に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

2 町は、前項の施策を推進するに当たり、町が別に定める障害者の福祉に関する計画との整合性を図るとともに、必要に応じろう者等及びその他の関係者の意見を聴く場を設けるものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念に対する理解を深め、町の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、町の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者等が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。